

平成 2 7 年 3 月 5 日 開 会

平成 2 7 年 3 月 2 4 日 閉 会

平 成 2 7 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 27 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 7 号

平成 27 年第 1 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 2 月 26 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 27 年 3 月 5 日 (木)

2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 27 年 3 月 5 日 (曜日) 午前 時 分

閉 会 平成 27 年 3 月 24 日 (曜日) 午前 時 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏名	3月5日	3月6日	3月20日	3月24日
1	大川新也	○	○	○	○
2	坂口直人	○	○	○	○
3	中松和彦	○	○	○	○
4	松下智	○	○	○	○
5	谷康男	○	○	○	○
6	柴田初子	○	○	○	○
7	藤本傳夫	○	○	○	○
8	森崇	○	○	○	○
9	安井信之	○	○	○	○
10	秋長正幸	○	○	○	○
11	鍋谷真由美	○	○	○	○
12	中村勝利	○	○	○	○
13	浜口勇	○	○	○	○
14	森口久士	○	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○	○	○
副町長 教育部長（扱）	松 本 篤	○	○	○	○
副町長健康福祉部長（扱）	松 尾 俊 男	○	○	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○	○	○
総 務 部 長	空 林 志 郎	○	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○	○	○
学 校 教 育 課 長	坂 東 民 哉	○	○	○	○
商 工 観 光 課 長	山 本 真 也	○	○	○	○
会 計 管 理 者	谷 部 達 海	○	○	○	○
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘	○	○	○	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○	○	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 己	○	○	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○	○	○
内海病院事務長	岡 本 達 志	○	○	○	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○	○	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	久 利 佳 秀	○	○	○	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○	○
介護サービス課長兼老健事務長	堀 内 宏 美	○	○	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○	○	○
病院再編推進室長	森 一 生	○	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成27年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月5日（木）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について（池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負変更契約の締結について）（町長提出）
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について（安田ポンプ場電気設備工事（その1）に係る工事請負変更契約の締結について）（町長提出）
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について）（町長提出）
- 第7 議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第8 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第9 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第10 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第11 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第12 議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第13 議案第7号 小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について（町長提出）
- 第14 議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（町長提出）
- 第15 議案第9号 小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について

- て (町長提出)
- 第16 議案第10号 小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について (町長提出)
- 第17 議案第11号 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第18 議案第12号 小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第19 議案第13号 小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第20 議案第14号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第21 議案第15号 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第22 議案第16号 小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第23 議案第17号 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第24 議案第18号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第25 議案第19号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第26 議案第20号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第27 議案第21号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (町長提出)
- 第28 議案第22号 小豆医療組合理約の全部変更について (町長提出)
- 第29 議案第23号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について (町長提出)
- 第30 議案第24号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)

- 第31 議案第25号 小豆島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）
の変更について（町長提出）
- 第32 議案第26号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事（その2）に係る工事請負
契約の変更について（町長提出）
- 第33 議案第27号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）（町長提出）
- 第34 議案第28号 平成27年度小豆島町一般会計予算（町長提出）
- 第35 議案第29号 平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算（町長提出）
- 第36 議案第30号 平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
（町長提出）
- 第37 議案第31号 平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算（町長提出）
- 第38 議案第32号 平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算（町長提出）
- 第39 議案第33号 平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算（町長提出）
- 第40 議案第34号 平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算（町長提出）
- 第41 議案第35号 平成27年度小豆島町水道事業会計予算（町長提出）
- 第42 議案第36号 平成27年度小豆島町病院事業会計予算（町長提出）
- 第43 議案第37号 平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算（町長提出）
- 第44 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
（議員提出）

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

平成27年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、平成27年度における当初予算、条例の制定や一部改正など、重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月26日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、今期定例会の開催に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた10件の当初予算案のほか、専決の報告3件、人事案件6件、条例案件15件、その他案件5件を本日ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の平成27年度第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月11日以降2月20日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書2件、総務建設常任委員会、教育民生常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、13番浜口勇議員、1番大川新也議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と明日6日、20日及び24日とし、会期は本日から3月24日までの20日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月24日までの20日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 町長施政方針

○議長（森口久士君） 次、日程第3、町長施政方針を議題といたします。

町長から平成27年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（塩田幸雄君） 平成27年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成27年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（森口久士君） ただいま町長から平成27年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は3月20日の一般質問の中でお願いします。

暫時休憩します。再開は10時15分。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負変更契約の締結について）

○議長（森口久士君） 続いて、日程第5、報告第1号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第1号工事請負契約に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

平成26年5月定例会において議決をいただいた池田大池排水機施設整備工事請負契約について、工事内容の一部変更により変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 報告第1号池田大池排水機施設整備工事に係る工事請負変更契約の締結に関する専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

上程議案集の2ページになります。

専決処分の第1号で、池田大池排水機施設整備工事につきましては、先ほど申し上げましたとおり、26年9月17日の開催の町議会におきまして議決をいただいております。三菱電気株式会社四国支店と5,076万円で請負契約を締結してございましたが、工事内容の変更に伴いまして、453万6千円の増額となりまして、5,529万6千円に変更契約を行う必要が生じたものでございます。

この工事内容の主たる変更につきましては、ポンプに付随します水位計のフローターの老朽化、それから本体ポンプの水につかった吸い込み口の腐食の交換、それから本体ポンプを冷やすための冷却ポンプの増設などが主な変更内容でございます。

4ページのほうの図面をご覧くださいと思います。

平面図のオレンジの部分当初契約の施工箇所ございまして、変更箇所につきまして赤色で着色しております。水位計の部分、それから冷却ポンプ、その横に丸いオレンジで2つほどございますが、こちらが本体ポンプで、その水面に当たる吸い込み口となっております。

まず、水位計につきましては、ポンプの自動稼働のために必要なもので、フローターが老朽化し、うまく反応しないということがございましたので、それを取りかえる必要がございました。

次に、冷却ポンプですが、従来1基で対応しておりましたが、故障の際に冷却ポンプが

故障しますと、本体ポンプも稼働しなくなるということなので、予備のために1基増設するものでございます。

また、ポンプの吸い込み口は常時水につかった状態であるため、腐食がかなり進んでおりましたので、交換するものでございます。

これら、変更設計に伴いまして、当初契約に453万6千円の増額として変更契約を締結するものでございます。

なお、ちょっと私、締結会社のほうの相手方の名前をちょっと間違えましたので、ご訂正させていただきまして、新菱工業株式会社関西支店のほうでございます。申しわけございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（安田ポンプ場電気設備工事（その1）に係る工事請負変更契約の締結について）

○議長（森口久士君） 続いて、日程第5、報告第2号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第2号工事請負契約に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

平成26年7月臨時会において議決いただいた安田ポンプ場電気設備工事（その1）に係る工事請負契約について、工事内容の一部変更により変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 上程議案集の5ページをお開きください。

報告第2号安田ポンプ場電気設備工事（その1）に係る工事請負変更契約の締結に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

ページをめくっていただき、6ページ、7ページで説明させていただきます。

本工事、安田ポンプ場電気設備工事（その1）につきましては、平成26年7月開催の小豆島町議会臨時会においてご議決をいただき、三菱電機株式会社四国支社、支社長宮本敦央と6,534万円で請負契約を締結いたしまして、実施いたしておりましたが、工事内容の変更を行いましたことに伴い、変更契約を行う必要が生じたものでございます。

なお、工事内容の変更に伴う契約金額の増減及び工期の変更はございません。

工事内容の主たる変更の1点目は、屋外のバイパスゲート動力制御盤の設置を取りやめ、同機能の回路を屋内の沈砂池動力制御盤に設置いたしました。

2点目は、排水ポンプ制御盤に減速機初期潤滑油ポンプ制御機能の回路を追加設置いたしました。

3点目は、電波式水位計が製造停止となったため、代替水位計といたしまして、投げ込み式水位計に変更いたしました。以上、3点の工事内容変更を行う変更契約を締結することを平成27年2月23日付で町長の専決処分といたしましたものでございます。

なお、参考資料といたしまして、隣の7ページの計画平面図に計画変更内容の明示をさせていただきます。

1点目の屋外バイパス動力制御盤の設置を取りやめ、同回路の機能を屋内の沈砂池動力盤に設置いたしましたものは、赤色矢印の位置で変更した部分での回路の変更でございます。

2点目の排水ポンプ制御盤に減速機初期潤滑油ポンプ制御機能の追加設置は、図面左上の排水ポンプ動力制御盤回路追加と明示しております箇所でございます。

3点目の電波式水位計を投げ込み式水位計に変更いたしました箇所は、図面左上の水位計変更と明示いたしておりますところでございます。以上、簡単ですが、報告2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について）

○議長（森口久士君） 続いて、日程第6、報告第3号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第3号債権の支払請求に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 収納対策室長。

○収納対策室長（立花英雄君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分は3件ございます。お手元の上程案の9ページをお開きください。

別紙1、専決処分第2号でございます。

収納対策室から催告により支払いを求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官宛てに債権の支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

債務者である[]につきましては、町営住宅使用料80万7,740円と水道使用料3万9,040円を滞納しているものであり、平成27年1月16日に支払い督促を申し立てたところ、同年1月26日に分割納付に応じる旨の督促異議申立てが同人から土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えがあったものとみなされ、通常訴訟に移行したものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

別紙2の専決処分第3号でございます。

昨年12月議会において、専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えのあったものとみなされた町の債権の支払い請求でございます。

債務者である[]につきましては、町営改良住宅使用料を多年にわたり滞納していたものでありますが、訴訟移行後の本年1月30日に[]簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解概要の記載のとおり、今後分割で支払うことで和解が成立したものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

別紙3、専決処分第5号でございます。

先ほど、別紙1の専決処分第2号において専決処分の報告をさせていただきました支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権の支払い請求でございます。

債務者である[]につきましては、町営住宅使用料と水道使用料を多年にわたり水道使用料を滞納しているものでありますが、訴訟移行後の本年2月23日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた、町の債権額及びその支払い方法に関し、

双方合意の上、和解概要の記載のとおり、今後分割で支払うことで和解が成立したものでございます。以上、これら3件とも議会の議決により指定された町長の専決処分のほうに該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、報告を申し上げます。
○議長（森口久士君） 以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

- |        |          |                                                                   |
|--------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 日程第 7  | 議案第 1 号  | 教育長の任命につき同意を求めることについて                                             |
| 日程第 8  | 議案第 2 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                                          |
| 日程第 9  | 議案第 3 号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                                          |
| 日程第 10 | 議案第 4 号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                                   |
| 日程第 11 | 議案第 5 号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                                   |
| 日程第 12 | 議案第 6 号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                                   |
| 日程第 13 | 議案第 7 号  | 小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号  | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について              |
| 日程第 15 | 議案第 9 号  | 小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について                                    |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について                                    |
| 日程第 17 | 議案第 11 号 | 小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について                                          |
| 日程第 18 | 議案第 12 号 | 小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例について                                          |
| 日程第 19 | 議案第 13 号 | 小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について                                        |
| 日程第 20 | 議案第 14 号 | 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第 21 | 議案第 15 号 | 小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                       |
| 日程第 22 | 議案第 16 号 | 小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例について                                          |
| 日程第 23 | 議案第 17 号 | 小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第 24 | 議案第 18 号 | 小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第 25 | 議案第 19 号 | 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 26 | 議案第 20 号 | 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について                                          |
| 日程第 27 | 議案第 21 号 | 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について                                |
| 日程第 28 | 議案第 22 号 | 小豆医療組合規約の全部変更について                                                 |
| 日程第 29 | 議案第 23 号 | 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について                                          |
| 日程第 30 | 議案第 24 号 | 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について                                           |
| 日程第 31 | 議案第 25 号 | 小豆島町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成2                                         |

7年度)の変更について

- 日程第32 議案第26号 植松都市下水路2号雨水幹線新設工事(その2)に係る工事請負契約の変更について
- 日程第33 議案第27号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第34 議案第28号 平成27年度小豆島町一般会計予算
- 日程第35 議案第29号 平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第36 議案第30号 平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第37 議案第31号 平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第38 議案第32号 平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第39 議案第33号 平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第40 議案第34号 平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第41 議案第35号 平成27年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第42 議案第36号 平成27年度小豆島町病院事業会計予算
- 日程第43 議案第37号 平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第44 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(森口久士君) ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第7、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについてから日程第44、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森口久士君) 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第7、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについてから日程第44、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第7、議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(塩田幸雄君) 議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

現教育委員会委員であり教育長である後藤巧氏の任期が平成27年5月11日をもって満了となりますので、引き続き後藤巧氏を任命したいと考えております。

同氏の高い指導力と教育に対する幅広い知識と熱い情熱は教育長として適任であると思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第4条第1項の規定に基づき、任命したいと考えております。ぜひご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(森口久士君) 日程第8、議案第2号及び日程第9、議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(塩田幸雄君) 議案第2号及び議案第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年6月30日をもって、坂元いさ子氏、石井葉子氏の2名の人権擁護委員が任期満了となります。引き続き坂元いさ子氏を推薦したいので、あらかじめ議会に意見を求めようとするものであります。

また、石井葉子氏におかれましては、健康上の理由から今期をもって辞退されることとなりましたので、人格、見識高く、人権擁護に深い理解を有しておられます渡辺克栄氏を推薦いたしたく、議会に意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森口久士君) 人権対策課長。

○人権対策課長（丸本 秀君） 議案第3号、議案集15ページから18ページにかけて人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。

人権擁護委員の推薦は、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

まず、坂元いさ子さんにつきましては、平成24年7月に人権擁護委員に就任して以降、人権相談日における出役やふるさと商工まつり、また街頭での啓発活動を初め、あらゆる人権擁護活動に休むことなく積極的に取り組んでこられており、また吉野地区の山元総代からも引き続き推薦したいとの申し出がございましたことを受け、再度推薦させていただくものでございます。

また、今回健康上の理由により今期退任されます馬木の石井葉子さんの後任といたしましては、議案集18ページにその略歴は記載しておりますので、紹介は省略させていただきます。

推薦理由としまして、渡辺さんは幼稚園教諭及び小豆島保育園の保育士として長きにわたって子供の教育に携わるなど人格、見識が高うございます。また、地域や各界からの信頼も厚く、商工会女性部副部長を12年間にわたって務められ、また町議会議員を退かれて以降も地域の活動や各種行事に積極的に参加されてこられました。小豆島保育所を閉所してからはご近所よりどころとしておしゃべりサロンを開設するなど、地域との触れ合いも大切にしています。このように、さまざまな立場で非常に熱意を持って活動されていることと、人権擁護委員として最適な方であるとの推薦を苗羽自治会の照下総代からもいただいたものでございます。

人権擁護委員の任期は3年でございますので、ご議決をいただきましたならば、平成27年7月から平成30年6月末までが任期となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第4号から日程第12、議案第6号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第4号から議案第6号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、平成27年5月10日をもって塩田洋司氏、藪脇修氏、三木忠臣氏の任期が満了することとなりますが、同3名の方々は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続いて選任するにあたり、地方税法第423条第3項に基づく同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長が説明をしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（立花英雄君） 議案第4号から第6号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

上程議案集は19ページから24ページでございます。

まず、20ページをお開きいただきたいと思います。中ほどの根拠法令をご覧ください。

固定資産評価審査委員会は、固定資産評価課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために地方税法第423条第1項で市町村に設置することとなっております、同第2項で定数は3名以上とし、第6項でその任期は3年とすると規定されております。

また、掲載はいたしておりませんが、小豆島町税条例第78条で委員の定数を3名と定めております。

塩田洋司氏につきましては、20ページにお示しのとおり、司法書士、土地家屋調査士を営んでおり、評価審査委員の実績も旧内海町時代から4期12年でございます。

次に、22ページをお願いします。

藪脇修氏は、お示しのとおり、土地建物取引を営んでおり、同委員の実績も旧内海町時

代から4期12年でございます。

次に、24ページをお願いします。

三木忠臣氏は、お示しのとおり、町職員として税務行政の経験が15年と豊富で、退職後は同委員として2期6年の実績がございます。

以上のように、3名とも固定資産の評価に関する学識経験を有し、適任であるため、選任のご同意をお願いするところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第13、議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、本条例を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例につきましてご説明をさせていただきます。

上程議案集の25ページをお開き願います。

第1条は、趣旨規定でございまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づきまして、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を本条例で定めようとするものでございます。

これによりまして、町内に立地済みの工場がより増設しやすい環境を整え、設備投資を促すとともに、雇用機会の拡大を推進することを目的といたしまして、あらかじめ指定された地域については国の示す基準の範囲内において町が独自にその率を緩和することが可能となるものでございます。

第2条は、本条例における用語の意義は、工場立地法の規定によることを定めております。

第3条は、その対象となる区域及び緑地、それから環境施設の敷地面積に対する割合を定めたものでございます。

対象となります工場は、製造業などの工場で、敷地面積が9,000平米以上、または建物の建築面積の合計が3,000平米以上の特定工場に該当するもので、現行制度では県に届け出が必要でありまして、国の基準により環境施設面積を25%以上、このうち緑地面積は20%以上も設ける必要がございます。しかしながら、製造業等の厳しい創業環境に置かれていることなどを踏まえまして、町内の対象企業の負担軽減を図るため、県の香川ものづくり産業振興計画、これに企業立地促進区域を明記いたしますとともに、町が条例を制定することによりまして、環境施設面積率を25%から15%に、うち緑地面積を20%から10%以上に緩和しようとするものでございます。

次に、附則の第1条につきましては、施行期日を27年4月1日と定めるものでございます。

附則第2条は、昭和49年6月28日の時点で設置されている工場または設置のための工事が行われている工場の場合の面積算定について記載をしたものでございます。

附則第3条は、前条の表の式における各記号の数値をあらわしたものでございます。

本条例を議会にご提案させていただくまでの手続といたしまして、県の企業立地促進区域の変更協議とともに国の同意が必要となりますので、昨年12月5日付で国へ法定協

議書を提出しておりましたところ、今年の1月5日付で重点促進区域として国の同意が得られましたので、企業立地促進法に基づく工場立地法の特例を活用いたしまして、緑地及び環境施設面積率の緩和を図っていかうとするものでございます。

また、その対象となる区域につきましては、昨年の7月4日付で町内企業の実態把握を行うために、町内の製造業等約40社を対象に、特定工場該当の有無と投資計画に関するアンケート調査を行いました結果、町内で特定工場に該当する企業は4社でございましたので、その地番の追加を行ったところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第14、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第16、議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例については相関する案件でありますので、一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する7つの条例につきまして、廃止または所要の改正を行うものでございます。

また、議案第9号及び議案第10号につきましては、同改正法の施行に伴い、新たに条例を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 上程議案集の28ページをお願いいたします。

議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由は、先ほど町長のほうから申し上げたとおりでございます。関係する7つの条例につきまして、廃止または所要の改正をするものでございます。

第1条の小豆島町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例については廃止いたします。これについては、現行の教育長の職は廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴いまして、同法の規定により制定された現行の教育長の給与等に関する条例を廃止するものでございます。

第2条の小豆島町職員定数条例については、一部改正になります。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するもので、一般職の地方公務員の括弧書きにあります教育長を削除いたします。現行の教育長は、教育委員としての特別職の立場と教育長としての一般職の立場をあわせ持っておりましたが、法改正によりまして、新教育長は特別職になるためでございます。

第3条の小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についても一部改正になりますが、29ページをお願いいたします。

先ほどご説明いたしましたように、新教育長は特別職の常勤職員となることに伴いまして、改正前の欄にある教育委員たる教育長等を、改正後の欄にあるように教育長に改正いたします。また、教育委員会の教育長の職が廃止されることに伴いまして、別表第1の教育委員長を削除いたします。

第4条の小豆島町実費弁償に関する条例については、改正後の欄にあるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4を追加いたします。これは、同法第1条の4の規定に基づいて、総合教育会議に招集する意見聴取者について実費弁償を支給するために必要な改正になります。

30ページをお願いいたします。

第5条の小豆島町特別職報酬等審議会条例については、新教育長が特別職となることに

伴いまして、教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬等の額について審議会の意見を聞くために改正するものです。

第6条の小豆島町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例についても、新教育長が特別職となることに伴いまして、第1条第1項第3号に教育長を追加いたします。また、別表第1の区分欄に教育長を追加し、給料月額を52万5千円といたします。

31 ページをお願いいたします。

第7条の小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例についても、新教育長が特別職となることに伴いまして、改正前の第3条、小豆島町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の特例について削除いたします。

附則の1として、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

附則の2の経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条第1項の規定により、同項の旧教育長がなお従前の例による在職する期間（以下、経過措置期間という）は本整備条例の第1条の小豆島町教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例については、廃止にかかわらず、なおその効力を有するとしております。

附則の3で、経過措置期間はこの整備条例の第2条、第3条及び第5条から第7条については、改正後の規定は適用せず、この条例による改正前の規定がその効力を有するとしております。

続いて、33 ページをお願いいたします。

議案第9号小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましても、先ほどの議案第8号の整備条例の同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに条例を定めようとするものでございます。

旧教育長は、一般の職員と同じく、地方公務員法の職務専念義務が適用されておりましたが、新教育長は特別職であるため、同法の適用から外れ、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に定める職務専念義務の規定が適用されます。このために、新たに新教育長の職務専念義務の免除について規定するものでございます。

第1条は趣旨、第2条が職務専念義務の免除となっており、免除となる場合は第1号として研修を受ける場合、第2号として厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号として前2号に掲げるもののほか、小豆島町教育委員会が特に必要と認める場合としております。

附則の1として、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

附則の2は、経過措置として、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合には適用しないとなっております。

続いて、34 ページをお願いいたします。

議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてご説明申し上げます。

先ほど議案第8号の整備条例の第1条で、小豆島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止することに伴い、給与につきましては整備条例の第6条で定めておりますので、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を新たに定めようとするものでございます。

第1条が趣旨、第2条が勤務時間その他の勤務条件となっており、教育長の勤務時間その他の勤務条件は小豆島町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるとしております。

附則の1として、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

附則の2として、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合においては適用しないとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第17、議案第11号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第11号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地域づくりや鳥獣対策など地域ごとに実情や特色が異なる課題に対し、それぞれの地域に合った効果的な対策を推進するため、一体的、横断的な体制を整備しようとするものでございます。

また、教職員に対して指導、助言を行い、資質向上を図るとともに、学校教育や家庭教育についての相談窓口の充実を図るために教育部に教育指導室を設置しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 上程議案集35ページをお願いいたします。

議案第11号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、先ほど町長施政方針を実現するための行政機構の改革でございます。

新旧対照表に沿ってご説明をいたします。

第3条の総務部の課の設置及び分掌事務につきまして、第5項として里村共生室を設置いたします。分掌事務といたしまして、鳥獣対策に関する事項と野犬対策に関する事項を上げております。いずれも、住民の方が生活の中で危険を感じられたり、実際に物的被害を受けるようになってきている問題でございます。これらの問題解決には、地域住民の皆さんの参加をお願いする必要があると考えております。自治会などと行政が十分に相談して、その地域の実情に即した対応をしていかなければならないと考えております。

抜本的な対策に関しましては、担当課と新たに設ける室の地区担当者が対象地区との協議等を行った上で実施をしていくことになると考えております。また、緊急性の高い事案につきましては、地区担当者が対応するなり、相談に乗ることになると考えております。そのためにも、地区担当者には鳥獣害や野犬対策に対する知識を習得させて対応をいたしてまいります。地区担当職員につきましては、各公民館ごとに配置をしたいと考えております。

次に、第4条で、企画振興部に地域戦略室を設けます。分掌事務は、瀬戸内国際芸術祭に関する事項、地方創生に関する事項及び広報戦略に関する事項となっております。

今、小豆島町では瀬戸内国際芸術祭をきっかけにして小豆島の特性を生かし、芸術文化を生かして、子育て、地域の福祉、教育、地場産業などをどう変えていくかということの模索を始めております。これが地方創生につながると考えております。

個性とは、自然、文化、伝統、産業、人情などであり、これに誇りを持ち、磨いていくためにはそれぞれの地域の皆さんに参加をいただき、行動していただくことが重要であると考えております。地域の皆さんと協働で、皆さんのご意見を聞きながら進めていくための行政の窓口がこの地域戦略室ということになります。この室には、広報戦略チームを設けております。このチームでは、ホームページを含む広報戦略の見直し、町政懇談会など広聴活動の展開を図ってまいりたいと考えております。

以上、2つの室の設置に関しましては、地域住民と一緒に課題克服に取り組む職員を育てるといった職員の資質向上の一方策と考えております。

36ページになりますが、第6条の教育部に教育指導室を設置いたします。本町が目指しております文武両道の一貫教育の実現を図るための組織で、教育長直属の組織といたしま

す。保育所、幼稚園、小・中学校の教職員等に対する指導、助言を行い、教職員等の資質向上を図るとともに、学校教育、家庭教育についての相談窓口の機能も持たせたいと考えております。

施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 18、議案第 12 号小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 12 号小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

災害対策基本法及び水防法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 上程議案集 37 ページをお願いいたします。

議案第 12 号小豆島町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

防災会議は、災害対策の総合的、計画的な推進を担う場でございます。平時においては、防災計画を作成するほか、災害が発生した場合には当該災害に関する情報を収集することを所掌事務としておりましたが、実際には災害応急対策は災害対策本部でありますとか、水防本部において実施されていたのが現状でございます。これに鑑みまして、災害対策基本法が改正されました。防災会議と災害対策本部の役割分担を明確化することとなりました。

新旧対照表の第 2 条でございますけれども、そちらの第 2 号にあります当該災害に関する情報を収集することが削除されまして、改正後のとおり、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することと、重要事項に関し、町長に意見を述べることを追加いたしております。

同条第 4 号、第 5 号につきましては、水防法の改正に伴う引用条文の改正でございます。

38 ページになりますが、こちらも災害対策基本法の改正に基づきまして、地域防災計画の策定等に当たり、多様な視点が必要であるとの観点から、自主防災組織を構成するもの、または学識経験のあるものを防災会議の委員に追加する規定でございます。

施行は公布の日からとなっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程 19、議案第 13 号小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 13 号小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 上程議案集 40 ページをお願いいたします。

議案第 13 号小豆島町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

こちらの条例改正も災害対策基本法の改正に伴うものでございます。市町村の災害対策本部につきましては、改正前の災害対策基本法では都道府県の対策本部と同一の条文で定められておりました。

41 ページをお開きをいただきたいと思います。

こちらの根拠法令、災害対策基本法でございますけれども、23 条の 2 が追加されてお

ます。

もとに戻っていただきまして、新旧対照表にありますように、本条例の趣旨規定での引用部分の改正を行っております。施行は公布の日からとなっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 20、議案第 14 号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 14 号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の内容に沿って、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正し、また非常時に招集される管理職員への負担増を考慮し、管理職員特別勤務手当の支給に関する規定を整備しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 上程議案集 42 ページをお願いいたします。

小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

ご承知のとおり、地方公務員は労働者の権利であります争議権が認められておりません。また、団体交渉権も一部制限をされております。そのような中、本町におきましても、職員の給与につきましては、これまで人事院や香川県人事委員会の給与勧告に沿って改定を行ってまいりました。

今回の改正は、人事院の昨年 8 月 7 日付職員の給与に関する勧告及び香川県人事委員会の 10 月 14 日付職員の給与等に関する報告と勧告において、給与制度の総合的見直しが勧告されたことを受けて、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、給料表の改正等を行うものでございます。

また、台風等に水防本部が設置されるような非常時に招集されます管理職員の負担増を考慮し、国及び他の地方公共団体では既に制度化されております管理職員特別勤務手当の支給に関する規定を追加しようとするものでございます。

本条例改正では、2 つの条例改正を行います。

まず 1 件目ですけれども、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正です。

42 ページのほうでございますけれども、まず第 4 条では給料表の改正でございます。給料表につきましては、別表で 47 ページからとなります。行政職給料表の改正では、初任給は該当いたします 1 級、それから 2 級の第 12 号までは引き下げはございません。それより上の 2 級から 6 級にかけて、上の級にいくほど引き下げ幅が大きくなっております。平均で 2 %、最高で 4 % の引き下げとなります。また、40 歳代や 50 歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会確保の観点から、5 級と 6 級に号俸を追加をいたしております。

52 ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらにあります医師の給料表である医療職給料表 1 の引き下げはございません。その下の看護師、保健師の給料表、医療職 2 につきましては、行政職と同様に引き下げが行われております。この給料表の引き下げにつきましては、地域民間給与との公民給与へのより一層の反映、それから 50 歳代後半における官民の給与差を考慮したものとなっております。

ページに戻っていただきます。42 ページでございます。

第 18 条の 2 は、新しい手当となります。管理職員特別勤務手当でございます。副主幹以上の管理職が週休日や休日、年末年始の休日及び通常の業務の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に非常時に招集され勤務した場合に、特別勤務手当を支給しようとするものでございます。この制度は、既に他団体では採用されていましたが、今回の勧告で平日の午前 0 時から午前 5 時までの勤務が支給対象に加わったため、本町においても採用しようと

するものでございます。

条例のほうにありますように、43 ページでございますけれども、条例では勧告の上限額である 1 万 2 千円と 6 千円にしておりますが、そちらにありますように、規則で定めるとしてございまして、本町では他の地方公共団体との均衡も考えまして、済いません、1 万 2 千円と 6 千円にしておりますが、規則では課長級で週休日 6 千円、深夜の勤務で 4 千円を考慮しております。

続きまして、18 条の 3、19 条、こちらは条ずれなどの文言の整理となっております。

第 21 条では、さきの人事院勧告でボーナスである勤勉手当の改定が行われました。支給月数を 0.15 カ月分引き上げる改定でございましたが、12 月の勤勉手当で 1 年分の引き上げをしておりました。それを今回の改正では、6 月と 12 月の 2 回での均等な引き上げになるように調整をするものでございます。

続きまして、44 ページのほうに参ります。

附則第 10 条の廃止ですが、今回の改正で高齢層の給料が引き下げられることとなります。これに関連しまして、平成 22 年から実施をされております 6 級で 55 歳以上の職員の給料月額、期末勤勉手当の支給額を 1.5%減額する特例措置を人事院勧告どおり廃止しようとするものでございます。

次に、ちょっと飛びますが、60 ページになります。

その前に 59 ページの一番最後からになるんですけども、今回の条例改正で 2 つ目の条例改正となります。給与条例の平成 18 年一部改正で附則の改正となります。平成 18 年の給与構造改革によりまして、給料表の減額改定に係る経過措置として支給される給料について、支給額を段階的に 4 分の 1 ずつ減額し、平成 30 年 4 月 1 日以降は支給しないこととしております。

最後に 61 ページの附則でございまして、施行期日は平成 27 年 4 月 1 日としております。しかし、経過措置で 3 年間の現給保障を規定いたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は 11 時 20 分。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 21、議案第 15 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 15 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計の財政運営は、毎年単年度収支が赤字となり、財政状況が著しく悪化し、この赤字を補填してきた財政調整基金も枯渇する状況に至ったことから、自主財源たる国民健康保険税の安定的な収入を確保し、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、平成 28 年度から国民健康保険税率を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第 15 号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 62 ページをお開き願います。

小豆島町国民健康保険税率は、県下でも最低水準となっておりますが、国民健康保険事業特別会計の財政運営自体は毎年単年度赤字を計上しております。この赤字を補填していた国民健康保険財政調整基金も今年度末で枯渇する見込みで、現在の国保財政は危機的状

況となっております。このことから、今回の改正は平成 30 年度に予定されている国民健康保険の都道府県広域化の今後の進展を踏まえつつ、自主財源である国民健康保険税収入を安定的に確保するとともに、国民健康保険事業特別会計の健全な運営を図るため、税率に関する規定につきまして改正しようとするものでございます。

改正点につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、第 3 条でございます。国民健康保険の被保険者に係る所得割額を改正前の 5.7% から改正後は 6.2% とするものでございます。

次に、第 5 条でございます。国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を改正前の 2 万 4,200 円から改正後は 2 万 5,300 円とするものでございます。

続きまして、63 ページにかけましての第 5 条の 2 でございます。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございます。第 1 号につきましては、改正前の 1 万 9 千円から改正後は 2 万 1,600 円、また第 2 号は改正前 9,500 円から改正後は 1 万 800 円とし、第 3 号は改正前 1 万 4,250 円から改正後は 1 万 6,200 円とするものでございます。

次に、第 6 条でございます。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を改正前 1.2% から改正後は 1.45% とするものでございます。

次に、第 7 条です。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額を改正前 6% から改正後は 6.03% とするものでございます。

次に、第 7 条の 2 でございます。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額を改正前 5,200 円から改正後は 5,900 円とするものでございます。

続きまして、64 ページにかけましての第 7 条の 3 でございます。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございます。第 1 号につきましては、改正前 4 千円から改正後は 4,800 円に、また第 2 号は改正前 2 千円から改正後は 2,400 円とし、第 3 号は改正前 3 千円から改正後は 3,600 円とするものでございます。

次に、第 8 条でございます。介護納付金課税被保険者に係る資産割額を改正前の 1.5% から改正後は 1.55% とするものでございます。

次に、第 9 条の 3 でございます。介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を改正前の 5 千円から改正後は 5,200 円とするものでございます。

続きまして、附則としまして、第 1 条、施行期日でございますが、平成 28 年 4 月 1 日からの施行とするものでございます。

また、第 2 条につきましては、平成 30 年度に予定されております国民健康保険の都道府県広域化を踏まえ、この条例の施行後 1 年を経過した場合におきまして、国民健康保険制度の改正状況を鑑みつつ、この改正条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要の措置を講ずることを規定したものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 22、議案第 16 号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 16 号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

また、粗大ごみの収集については、これまで年 1 回無料で収集していましたが、平成 27 年度からごみの排出量抑制や再利用の促進及び公平性の確保などを目的に、有料で収集することといたしますので、手数料条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ただいまの議案第 16 号小豆島町手数料条例等の一部を

改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 66 ページになります。

まず、昨今有害鳥獣による生活環境、それから農林水産業、また生態系にかかわる被害に対処するため、今回法の題名に管理という文言が追加されております。

内容としましては、保護と管理というのを明確にして有害鳥獣に対応するというふうな形で改正されたものでございます。今回は、条例の一部改正につきましては、当該法律名が改正されましたので、同じくそれを改正するものでございます。

新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。別表の 7 でございます。

改正前の下線、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律とあるものを、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律とそれぞれ改正しようとするものでございます。

簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 引き続き、粗大ごみの収集方法の変更に伴いますこれら関係条例の改正につきまして説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、大きくは衛生手数料に関する規定を手数料条例から廃棄物処理に関する条例に移動させた後に、粗大ごみの排出方法、処理手数料納付に係る規定を追加しようとするものでございます。

改正条例第 1 条、小豆島町手数料条例の一部改正につきましては、67 ページ、別表 10 項の衛生手数料に関する規定を全て削除することとしております。ごみ処理手数料に関する事項は、廃棄物処理に関する条例体系の一部として規定されるのが通例でございます。本町でも、小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例におきまして、手数料を規定するところではありますが、詳細は手数料条例に委任する形式となっております。今回、粗大ごみの処理手数料を追加するに当たりまして、詳細な規定を含めて廃棄物処理に関する条例体系に統一しようとするものでございます。

次に、1 ページめくっていただきまして、上程議案集の 68 ページをお願いいたします。

改正条例の第 2 条、小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、第 4 条、町民の責務のうち、指定袋の使用とか集積所の設置、その他要件を規定する第 1 号から第 3 号に加えまして、新たに第 4 号といたしまして、粗大ごみの収集にあつては指定するシールを使用しなければならない規定を追加しております。このシールは粗大ごみにあつては有料の指定袋に変わるものでございまして、手数料の納付証明に加え、電話受け付け時にお伝えする整理番号を記入いただき、回収すべき粗大ごみの特定票として位置づけております。

69 ページに移りまして、第 15 条は一般廃棄物処理手数料を規定する条文でございます。改正前の欄にありますように、手数料条例に委任する形式を改めまして、本条例に処理手数料部分を別表 1 として追加し手数料を規定するとともに、10 円未満の端数処理に関する規定を追加いたしております。

同条第 2 項につきましては、第 1 項改正に伴う字句の整備でございます。

18 条につきましては、業の許可に関する手数料を規定する条文でございます。これも手数料条例に委任する形式を改め、本条例に許可手数料部分を別表 2 として追加しようとするものでございます。

第 20 条では、町が処理する産業廃棄物処理費用を規定する条文でございますが、これも第 15 条と同様に手数料条例への委任から本文中に規定する形式に改めものでございます。

次に、下段にございます別表 1 では、手数料条例で削除した別表第 10 項のうち、処理手数料に関する規定を新たに加えております。粗大ごみ処理手数料に関する規定を本条例において新たに定めるものでございます。

新たに規定する内容につきましては、70 ページ、1 枚おめくりいただきまして、新たに

規定する内容につきましては、左上段の家庭から排出される粗大ごみで町長が定める収集方法によるもの（特定家庭用機器廃棄物を除く）とする区分を新たに追加いたしまして、1品目当たりの処理手数料の上限額を1,280円といたしまして、細目は規則に委任する規定を追加いたしております。

71ページの別表2では、第18条部分で説明申し上げたとおり、許可手数料に関する規定でございまして、従前手数料条例で定める内容と変わりはありません。

次に、附則につきましては、今回の改正がごみの減量化施策を本旨とする一方、新たな住民負担を生ずる側面も考慮いたしまして、十分な周知期間を確保するため、本条例の施行を6月1日といたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第23、議案第17号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第17号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

現在、償還払いにより支給しているひとり親家庭等の医療費を県内医療機関においては現物給付化することとし、あわせて一部自己負担金の廃止及び支給申請期限を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第17号小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の73ページをお開き願います。

先ほどの町長からの説明のとおり、ひとり親家庭の福祉のさらなる向上を図ることを目的に、現在償還払いにより支給しております医療費を子供医療費と同様に香川県内の医療機関におきましては現物給付化し、あわせて一部自己負担金額の廃止と支給申請期限を延長するために所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表により説明させていただきます。

まず、第5条でございます。医療費の支給に関しましては、改正前は一部自己負担金として入院の場合、診療報酬明細書ごとに千円、入院外の場合500円を自己負担していただいておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、改正後は一部負担金額を廃止するため、その件に関しまして規定されております、第5条第1項下線部の以下、対象一部負担金額というから次の各号に上げる額を控除して得た額（以下、「支給対象額」という。）の部分と、74ページにかけましての第1号及び第2号、さらに同条第3項と第4項を削除いたします。

続きまして、75ページをご覧ください。

第6条でございます。改正前は支給の申請として、第6条第1項に規定しておりましたが、県内医療機関においては現物給付化、県外の医療機関に受診した場合はこれまで同様償還払いとなることから、改正後は支給の方法といたします。

また、第1項では、改正後は、町長は前条第1項に定める支給すべき額を当該受給資格者にかわり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、受給資格者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、当該受給資格者の申請に基づいて支給するものとするいたします。

第2項は、医療機関等に支払う額の審査や支払いに関する事務について規定したもので、改正後は町長は前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとするいたします。

さらに、改正前は第2項で定めた申請の期間を1年以内としておりましたが、改正後は第3項とし、第1項のただし書きの申請について5年以内とするものです。

附則としまして、施行期日を平成27年8月1日とします。ただし、第6条第2項の改正規定1年以内を5年以内に定める部分に限りましては、平成27年4月1日から施行するといたします。

経過措置といたしましては、この条例の施行の日、前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によらし、また第6条第2項の改正規定、1年以内を5年以内に定める部分に限りましては、施行の日、前に受けた保険給付に係る医療費の支給の申請期限については、なお従前の例によるものごさいます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第24、議案第18号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第25、議案第19号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第18号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

子供の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、助成申請期限を1年間から5年間に延長するため、所要の改正を行うものごさいます。

また、議案第19号につきましても、同様に申請期限を延長するための改正ごさいます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） まず、議案第18号小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集76ページをお開き願ひます。

現在、子ども医療費支給制度は、助成対象者が県外の医療機関等を受診し、その医療費を直接医療機関等に支払った場合、町に対し償還払いの申請を行う必要があります。その際の支給申請期限を延長することによって、さらなる子供の健康の保持、増進並びにその生活の安定を図るため、本条例について所要の改正を行うものです。

新旧対照表により説明させていただきます。

改正点は、第5条の助成の方法ごさいます。第5条第3項で規定されております申請の期限につきましては、改正前は保険給付を受けた日から起算して1年以内に行わなければならないとありましたが、改正後は保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内に行わなければならないとするものごさいます。

附則としまして、施行期日を平成27年4月1日とします。

また、経過措置として、平成27年4月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものごさいます。

続きまして、議案第19号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集77ページをお願ひします。

重度心身障害者等医療費支給制度では、助成対象者が医療機関等を受診した場合、医療費を直接医療機関に支払った後に町に対して償還払いの申請を行っていただいております。その際の支給申請期限を、先ほどの子ども医療費と同じように延長することによりまして、これまで以上に重度心身障害者等の健康の保持、増進並びにその生活の安定を図るために、本条例について所要の改正を行うものです。

新旧対照表により説明させていただきます。

改正点は、第6条の支給の申請ごさいます。第6条第2項で規定されております申請

の期限につきまして、改正前の1年以内から、改正後は5年以内とするものです。

附則としまして、施行期日を平成27年4月1日といたします。

また、経過措置としまして、平成27年4月1日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるものとしてごさいます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第26、議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、第6期の介護保険料の設定に当たり、計画期間に見込まれる介護サービス量から推計し、必要とされる保険料から介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料の上昇を抑制するとともに、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じた保険料設定とするため、小豆島町介護保険条例の一部を改正し、あわせて介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期について、経過措置を規定しようとするものとしてごさいます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の78ページをお願いします。

先ほど町長のほうから提案理由のご説明がありましたとおり、今回の条例改正は第6期、平成27年から平成29年におけます保険料と介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期について定めようとするものとしてごさいます。

初めに、保険料についてごさいます。

第6期の保険料基準月額が4,800円となり、第5期の基準月額4,560円から240円の増額となります。香川県内市町の平均は約5,700円となっております。

なお、新旧対照表では、改正後の第2条第1項第5号の年額5万7,600円、及び改正前の第2条第1項第4号の年額5万4,720円が基準額に該当いたします。

それでは、条文についてご説明をさせていただきます。

第2条、保険料額は次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものであります。

次に、適用法令でございますが、改正前は介護保険法施行令第39条第1項の各号に規定するものとして区分しておりましたが、改正後は同施行令第38条第1項の各号に規定するものとし、以下、1号から9号においてそれぞれ保険料額を定めるものとしてごさいます。

改正後の1号では、令第38条第1項第1号に掲げるものの年間の保険料額を2万8,800円とするものです。改正前の1号と2号に該当いたします。

次に、2号に掲げるものにつきましては、年間の保険料額を3万6千円と定めるものです。これは、平成24年条例第2号、附則第2条に相当いたします。

次に、第3号に掲げるものについて、4万3,200円と定めるものです。これは、改正前の第3号に相当いたします。

第4号に掲げるものにつきましては、5万1,840円と定めるものです。これは、平成24年条例第2号、附則第3条に相当いたします。

第5号に掲げるものにつきましては、5万7,600円と定めるものです。これは、改正前の4号に相当いたします。

第6号に掲げるものについては、6万9,120円と定めるものです。これは、改正前の5号に相当いたします。

7号に掲げるものについては、7万4,880円と定めるものです。これは、改正前の6号

に相当いたします。

第8号に掲げるものについては、8万6,400円と定めるものです。これは、改正前の7号に相当いたします。

第9号は、新規の設定となります。本人課税で合計所得金額が290万円以上の方については、9万7,920円と定めようとするものでございます。

次に、第2項では、第1項第1号に該当する方の平成27年度から平成28年度の保険料を年額2万8,800円から2万5,920円に軽減しようとするものでございます。これは、消費税を財源として実施されるものでございます。

第4条は、65歳到達、転入転出など賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の規定について、適用法令等に対応するための改正でございます。

次に、附則の8は、改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置でございます。これは、要支援認定者の訪問介護と通所介護を介護保険サービスから市町村事業に移行しようとするものでございます。

次ページをお願いします。

事業の円滑な実施を図るため、猶予期間が終了する平成29年4月1日から実施しようとするものでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。ただし、第2条第1項第1号に該当する被保険者に係る保険料の軽減の施行期日については、規則に委任するものでございます。

また、経過措置として、この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第27、議案第21号子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第21号子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

子ども・子育て関連の3つの法律の施行に伴い、本町の4つの条例を一部改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 子育て共育課長。

**○子育て共育課長（後藤正樹君）** 議案第21号子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

上程議案集の85ページです。

本条例は、子ども・子育て支援法を初めとする就学前教育、保育等に関する法律が4月から完全施行されることに伴い、関係する条例を整備するものでございます。

第1条は、小豆島町立学校条例の一部改正です。子ども・子育て支援法により、保育料を使用料として扱うこととなりますので、改正後の第5条第1項のとおり、改めております。

また、これまで幼稚園の保育料につきましては、国が定める上限額がありませんでしたが、今回国において上限を設け、保護者世帯の所得等を勘案した保育料を設定することから、第5条に第2項を追加し、国の定める上限額を超えないものとするものです。

第2条は、小豆島町保育所条例の一部改正です、議案集の86ページです。

児童手当法の一部改正により、町は保育の実施だけでなく、保護者に対し、家庭的保育施設も含めた利用調整を行うことから、改正前の保育所条例第1条の保育の実施を保育の利用に変更するものです。児童福祉法では、これまで保育を実施する基準を町の条例で定めることとの規定がございましたので、第4条に保育の実施基準を規定しておりましたが、

法改正後は児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、児童を保育することになりますので、実施基準規定を削除するものです。

第5条の保育料の徴収につきましては、先ほどの幼稚園保育料同様、使用料として扱うこととなりますので、保育料の納付として第4条とし、第1項のとおり、改めるとともに、国の定める保育所保育料の上限を超えないことを第2項で規定化し、第3項で通常保育以上の利用に対し、保育料納付を規定するものです。

第6条では、子ども・子育て支援法で保護者という言葉を使用しておりますので、条例中の扶養義務者を保護者に統一するものです。

上程議案集 87 ページをお開きください。

第3条の池田学童保育センター条例及び第4条の放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございますが、改正の内容は同じでございます。児童福祉法の規定の条ずれを修正することと、受け入れる児童を改正前の児童福祉法のおおむね10歳未満の児童という規定を受けて、小学校低学年児童あるいは小学校第1学年から第3学年までのとしておりますところを法改正を受けて小学校に就学していると変更し、第6学年までの児童を受け入れようとするものです。

上程議案集 88 ページです。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法等の施行の日から施行するとしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 次、日程第28、議案第22号小豆医療組合規約の全部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（塩田幸雄君）** 議案第22号小豆医療組合規約の全部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町中央病院の平成28年度開院に向け、経営責任の明確化、人事等の事務処理の迅速化を図り、新病院への移行を円滑に進めるため、経営形態を地方公営企業法の全部を適用する一部事務組合である企業団へと変更するに当たり、小豆医療組合規約の全部を変更するものでございます。

規約変更につきましては、土庄町と協議の上、香川県知事の認可を得たいので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明をしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 病院再編推進室長。

**○病院再編推進室長（森 一生君）** 議案第22号小豆医療組合規約の全部変更についてご説明申し上げます。

上程議案集は90ページからになります。

まず初めに、新病院では先ほど町長が申し上げましたとおり、経営の効率化、健全化を図り、継続的な医療を提供できる体制を確立するため、体制を地方公営企業法を全部適用した一部事務組合である企業団による経営を行うこととしております。

平成28年春の開院に向けまして、1年前となりますことから、開院準備を本格的に進めていくため、今回規約の変更を行うものでございます。

それでは、90ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。

まず、組合の名称の変更でございます。新病院の名称が決定したことから、一般的にわかりやすい名称といたしまして、通例により小豆島中央病院企業団と名称を変更するもので、規約名及び第1条の企業団の名称を変更しようとするものでございます。

第2条、第3条につきましては、下線で示してありますように、地方公営企業法の適用に伴い、地方公営企業法第39条の2で規定されておりますように、組合から企業団へ文言の変更をするものでございます。

今回、全部変更する内容の多くがこの変更になりますので、以降の説明につきましては内容の変更がある部分について説明させていただきます。

第4条をご覧ください。地方公営企業法の全部適用を行う旨を規定しております。

次に、第9条ですけれども、執行機関の組織及び選任の方法になります。地方公営企業法の適用に伴い、法で定められている管理者として企業長を置くことを規定しております。なお、会計管理者につきましては、地方公営企業法では出納その他の会計事務は全て企業長が行うこととなっていることから、除いております。

次に、第2項では、企業長の選任の方法として、法に定められているとおり、関係町の町長が共同して任命することとしております。

第3項では任期について規定しており、法に合わせ4年としております。

次に、92ページをお開きください。

第11条、企業長の関係町の長との関係でございます。地方公営企業法で定められております関係町の町長から指示できる旨を改めて定めております。

最後に、附則になりますけれども、附則の1として、この規約は平成27年4月1日から施行することとしております。

附則の2といたしまして、企業団議会議員、監査委員の経過措置について規定しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は1時。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時59分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29、議案第23号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第23号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年4月1日に、香川県広域水道事業体設立準備協議会が設置される予定であることから、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、規約を定め、協議会を設置するにあたって、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第23号香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置につきましてご説明申し上げます。

上程議案集95ページをお開きください。

香川県広域水道事業体設立準備協議会につきましては、平成27年4月1日に設置される予定であり、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、規約を定め、協議会を設置するにあたって、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

96ページをお開きください。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の規約でございます。

第1条は、協議会の目的でございます。関係団体の連絡調整を図り、広域的な水道事業の計画を共同で作成することを目的としております。

第2条は、協議会の名称でございます。

第3条は、協議会を設ける団体でございます。

第4条は、協議会の担任する事務でございます。

第5条は協議会の事務所、第6条は協議会の組織、第7条は会長及び副会長、第8条は

委員についてでございます。

第9条は協議会の会議、第10条は会議の招集、第11条は会議の運営についてでございます。

第12条は幹事、第13条は事務局及びその職員についてでございます。3項で、職員につきましては、関係団体の職員のうちから選任するものとしております。

第14条は、経費の支弁の方法についてでございます。

第15条は財産の取得、管理及び処分の方法、第16条は協議会の規程でございます。

附則といたしまして、この規約は平成27年4月1日から施行することとしております。

協議会で協議された内容につきましては、議会に説明し、広域水道事業体に参画するかどうかをお諮りすることになります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第30、議案第24号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第24号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第24号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集のほうは98ページをお願いいたします。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項及び第8項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

本町では町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては旧町村単位または字単位で19辺地に区分をしておるところでございます。それで、平成25年3月議会で同計画のご議決を賜っております。このたび、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れを行うために、福田辺地におきまして新たな計画の策定が、また池田辺地ほか2辺地で計画変更の必要が生じたものでございます。

議案集の100ページをお願いいたします。

ページ中段に公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、福田地区には姫路行きのフェリーが発着する福田港を有しておりますけれども、現在公共駐車場を有していない状況でございます。こういったことから、地域住民の利用に支障を来しております。そういったことで、平成27年度において辺地対策事業債1,100万円を活用いたしまして、公共駐車場を整備しようとするものでございます。

続きまして、101、102ページをお願いいたします。

池田辺地の計画変更でございます。

本計画は、平成25年3月議会で同計画の議決をいただいておりますけれども、地域内の防災体制の充実強化を図るため、④の小型動力ポンプの整備が新たに追加となりましたことから、102ページの一番下、最下段の事業費139万7千円のうち、辺地対策事業債を60万円重要としようとするものでございます。

続いて、103ページをお願いいたします。

蒲生辺地の計画変更でございます。

これにつきましても、平成25年3月議会で同計画のご議決をいただいておりますけれども、スクールバス整備事業の概算事業費が固まりましたことから、事業費を変更前の

2,130 万円から 2,569 万 7 千円に、辺地対策事業債を変更前の 1,580 万円から 2,310 万円に増額をしようとするものでございます。

続いて、104 ページのほうをお願いいたします。

最後に、苗羽辺地の計画変更でございます。

当初、平成 25 年 3 月議会で同計画のご議決をいただきまして、昨年の 3 月議会で第 1 次の変更手続を行ったところでございますけれども、このたび補助事業費の精査によりまして、事業費を変更前の 9,100 万円から 9 千万円に、辺地対策事業債を変更前の 4,500 万円から 4,770 万円に増額をしようとするものでございます。

また、池田ほか 2 辺地につきまして、辺地の状況、(3)の辺地度点数等につきましては、中学校統合等によります学校までの距離などが変わったことによるものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 31、議案第 25 号小豆島町過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度）の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 25 号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるため、過疎地域自立促進計画の変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第 25 号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更につきましてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、平成 22 年度から 27 年度までの 6 カ年計画を策定いたしまして、平成 22 年 12 月議会でご議決を賜っておるところでございます。

今回、この計画に追加変更が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項で準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をを求めるものでございます。

説明につきましては、議案集の 108 ページをお願いいたします。

右側が変更後となっておりますけれども、3、区分 1 の産業振興の(3)計画の事業名、(4)で地場産業の振興の項目に流通販売施設を追加をいたしまして、事業内容として高齢者等買い物支援事業を追加いたしますとともに、事業名(8)観光またはレクリエーションの事業内容の最下段にふるさと村駐車場整備事業を追加しようとするものでございます。

次に、109 ページをお願いいたします。

事業名(9)過疎地域自立促進特別事業の事業内容の下段に海岸保全施設整備事業（福田漁港）、それから橋漁港深淺調査等事業、それから最後に戦略産品等海上輸送費支援事業、この 3 つを追加しようとするものでございます。

1 枚めくっていただきまして、110 ページ、区分 3、生活環境の整備の事業名(4)消防施設の事業内容最下段に消防団用救急無線デジタル化事業を追加しようとするものでございます。

なお、111 ページにつきましては、過疎のソフト事業分につきまして、今回変更いたします内容の町計画部分を参考資料として添付をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 32、議案第 26 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 2）に係る工事請負契約の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 26 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 2）に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

地元関係者、関係機関との協議に伴う工事内容の変更及び現地精査により、数量に変更が生じたため、工事請負契約を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 議案第 26 号植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 2）に変更契約についてご説明申し上げます。

上程議案集 112 ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長のほうからご説明ございましたが、補足説明を追加しますと、平成 26 年 7 月 22 日に指名競争入札を行い、平成 26 年 7 月の臨時議会、議案第 49 号でご承認をいただき、7 月 30 日に本契約を行いました植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 2）に関し、工事の内容の変更に伴う変更契約を締結するため、小豆島町条例第 46 号第 2 条及び地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

113 ページの変更概要書で説明させていただきます。

まず、1 番としまして、工事名、植松都市下水路 2 号雨水幹線新設工事（その 2）、契約金額、変更契約の金額の説明といたしまして、変更前の当初請負契約金額は税込みで 9,720 万円、変更金額の変更減の金額は 8,136 万 7,200 円で、1,583 万 2,800 円の減額となっております。

施工業者につきましては、香川県小豆郡小豆島町安田甲 226 番地の 2、株式会社木村、代表取締役木村一利でございます。

工期につきましては、平成 26 年 7 月 30 日から平成 27 年 3 月 31 日までで変更はございません。

5 番の変更内容の工事概要につきましては、雨水管渠布設延長を 145 メーターから 106 メーターに約 39 メーター減としたことに伴う数量変更でございます。

管渠の 1.5 メーター掛ける 1.5 メーターのボックスカルバートの布設延長が 133 メートルから 106 メートルの 27 メートルの減、1.2 メートル掛ける 1.5 メートルのボックスカルバートの布設延長が 12 メーターの減となっております。

管路布設延長の減に伴い、土工の掘削土量が 938 立米から 689 立米の 249 立米の減、仮設工において、鋼矢板Ⅲ型の打設、引き抜き及び残地の枚数が 353 枚から 521 枚に、軽量鋼矢板Ⅲ型の打設及び引き抜き等が 421 枚からゼロに変更しております。理由といたしましては、軽量鋼矢板Ⅲ型は途中から土質がよくなると想定して使用予定でございましたが、土質が悪く、チェックボーリングを行った結果、軽量鋼矢板のⅢ型タイプでは土圧に耐えられないことが判明しましたことから、通常の鋼矢板Ⅲ型に変更したため、数量の変更となっております。

次の親ぐい横矢板と切ばり腹起こしと薬液注入等は変更はございませんが、覆工板面積につきましては施工延長に応じて減となっております。

また、マンホール築造につきましては、施工延長外のところに設置を予定いたしておりましたもので減といたしております。

ページ、114 ページの位置図で変更延長の説明をさせていただきます。

平成 25 年度に引き続き、26 年度に内海庁舎南館の東側の町道に管路布設 145 メーターを発注しておりましたが、説明申し上げましたとおり、管路布設延長を 106 メーターに変更を行い、39 メーターの延長減の変更となっております。

また戻っていただきまして、113 ページ、6 番、変更理由といたしましては、記載のとおりでございますが、もう少し詳細に申し述べますと、隣接の地元関係者の業務に合わせて工事進捗を図る必要があり、工事進捗が予定より日数を要しましたことから、年度内事業完了が難しくなったこと、また発注財源が国の平成 25 年度の経済対策として補正予算として 26 年度に繰り越しいたしました補助金と 26 年度予算との合併発注を行っております。

したが、先ほど申しましたとおり、日数を要しまして、年度末までの国庫補助の実績報告の関係で今回の変更契約を行い、年度精算せざる得なくなったものでございます。この対応につきましては、国、県との協議の結果でございます。変更減となった事業につきましては、繰り越し対応となっております。以上で議案第 26 号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 33、議案第 27 号平成 26 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 27 号平成 26 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は 2 億 2,400 万円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 5,003 万 8 千円、民生費 280 万円、衛生費 4,670 万円、農林水産業費 1,791 万 6 千円、商工費 9,302 万 6 千円、教育費 1,352 万円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 27 号平成 26 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の 115 ページをお願いいたします。

まず、第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 2,240 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 112 億 1,921 万 9 千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の平成 26 年度小豆島町一般会計補正予算（第 7 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、去る 2 月 3 日に可決成立いたしました国の第 1 次補正予算に盛り込まれた地域消費喚起・生活支援型交付金を活用したプレミアム商品券事業、また同じく国の補正に盛り込まれました地方創生先行型交付金を有効に活用するため、来年度の当初予算に盛り込む予定でございました各種の単独事業のうち、交付金の対象として適切と考えられる事業を前倒しで補正計上させていただいております。これは、国の予算との整合性を図る上で、今年度の補正予算に計上させていただくものでございますが、最終日に提案予定の一般会計補正予算（第 8 号）の中で、全額繰越明許をお願いいたしまして、実際の執行については来年度とさせていただく予定でございます。

それでは、内容説明をさせていただきます。

まず、歳入の補正でございます。

10 款地方交付税、1 項 1 目 1 節地方交付税 1 億 3,756 万 3 千円でございます。これにつきましては、国の補正予算によりまして、最終的な今年度の普通交付税の額が確定いたしましたので、既に計上している額との差額分を計上したものでございます。

14 款国庫支出金、2 項 1 目 1 節総務費補助金 3,698 万 7 千円及び 5 目 1 節商工費補助金 3,299 万 7 千円でございます。冒頭に申し上げたとおり、国の補正予算に盛り込まれました交付金でございます。総務費補助金につきましては、地方創生先行型交付金、商工費補助金につきましては地域消費喚起・生活支援型交付金でございます。

15 款県支出金、2 項 10 目 1 節商工費補助金 738 万円でございます。これは、県に配分される地域消費喚起・生活支援型交付金の一部がプレミアム商品券事業に対して交付されるものでございます。

18 款繰入金、1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 7,280 万 3 千円の減につきましては、今回の補正による一般財源の調整の結果、減額となったものでございます。

19 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 8,187 万 6 千円につきましては、補正財源として留保しておりました前年度繰越金の残額を今回計上させていただいたものでございます。

以上、歳入の補正額合計は2億2,400万円でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開きください。

2款総務費、1項3目広報費の277万8千円でございます。これは、瀬戸内国際芸術祭等に向けました広報の見直しや、住民懇談会など広聴活動の充実を図るため、スタッフとなる臨時職員1名の人件費を計上したものでございます。なお、国からの地方創生先行型交付金100万円を充当することとしております。

続いて、7目企画費の4,726万円でございます。これは、空き家の活用や移住の推進、陸上交通の見直し、瀬戸内国際芸術祭の準備を初めとする文化アートの取り組み、地方創生の地方版総合戦略の策定など地方創生先行型交付金を活用して実施する各種事業の経費でございます。国からの地方創生先行型交付金1,498万7千円の充当を予定しております。

続きまして、ページ下段から次のページにかけましての3款民生費、1項1目社会福祉総務費の280万円でございます。これは、坂手地区の遊児老館の活用を含めました多世代交流多機能施設の整備に向けての構想策定経費を計上したものでございます。国からの地方創生先行型交付金100万円の充当を予定しております。

次に、4款衛生費、3項3目公立病院再編整備事業費4,670万円でございます。これは、医師確保のための香川大学医学部への寄付口座開設寄付金や地域医療フォーラムの開催など、医師確保や新病院の開設に向けた取り組みを計上したものでございます。国からの地方創生先行型交付金100万円の充当を予定しております。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費1,131万3千円でございます。これにつきましては、中山の千枚田保全活性化事業の各種経費を計上したものでございます。地方創生先行型交付金400万円の充当を予定しております。

ページ下段から次のページにかけましての12目オリーブ生産費660万3千円でございます。これは、オリーブトップワンプロジェクトのうち、オリーブの生産拡大に要する経費を計上したものでございます。地方創生先行型交付金200万円の充当を予定しております。

7款商工費、1項2目商工業振興費8,340万5千円でございます。これは、新しい産業づくり条例に基づきます新規の企業あるいは設備投資への支援、商工会と連携して実施するプレミアム商品券事業に要する経費を計上させていただいております。新しい産業づくり条例に基づく産業支援には地方創生先行型交付金500万円、プレミアム商品券事業には国からの地域消費喚起・生活支援型交付金の全額3,299万7千円と県からのプレミアム商品券事業補助金738万円を充当することとしております。

次に、ページ下段から次のページにかけての5目オリーブ振興費962万1千円でございます。これは、オリーブトップワンプロジェクトのうち、健康長寿の島づくり事業やブランド力の強化に関する経費を計上したものでございます。地方創生先行型交付金300万円を充当する予定でございます。

最後に、10款教育費、4項1目子育て教育費の1,352万円でございます。これは、5歳児健診事業や家庭保育サポート事業、子育てガイドブックの作成、不妊治療費の助成や婚活支援など、現在策定中のすくすく子育て応援アクションプランに基づく各種事業の経費を計上したものでございます。地方創生先行型交付金500万円を充当する予定でございます。以上、歳出予算の補正額は2億2,400万円となっております。以上、簡単ですが、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第34、議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算から日程第43、議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成 27 年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書、並びに各企業会計予算書の最初に添付しています。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は 92 億 600 万円で、対前年度比で 2 億 8,300 万円の減となっております。予算の内容につきましては担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第 29 号から第 34 号で提案しています特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計 21 億 3,617 万 2 千円、後期高齢者医療事業特別会計 2 億 8,029 万 9 千円、介護保険事業特別会計 18 億 3,436 万 4 千円、介護サービス事業特別会計 7,370 万 4 千円、介護予防支援事業特別会計 900 万円、簡易水道事業特別会計 9,541 万 3 千円となっており、議案第 35 号から第 37 号で提案しております公営企業予算のうち、それぞれ収益的収支につきましては、水道事業会計で事業収益 5 億 2,203 万 9 千円、事業費用 5 億 2,174 万円、病院事業会計では事業収益 28 億 874 万 5 千円、事業費用 27 億 6,161 万 7 千円、介護老人保健施設事業会計では事業収益 3 億 3,205 万 4 千円、事業費用 3 億 6,140 万 9 千円となっております。

特別会計、公営企業会計予算につきましても、それぞれ担当課長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 34、議案第 28 号平成 27 年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 28 号平成 27 年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ 92 億 600 万円としております。前年度と比較いたしますと 2 億 8,300 万円、3.0%の減でございます。

第 2 条は、債務負担行為の規定でありまして、事項、期間、限度額を 6 ページ上段の第 2 表債務負担行為のように定めるものでございます。

第 3 条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を 6 ページから 7 ページにかけての第 3 表地方債のように定めるものでございます。

第 4 条は一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れ最高額を 5 億円と定めるものでございます。

第 5 条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用ができるとしております。

続きまして、款項別の予算額につきましてご説明申し上げますが、当初予算につきましては例年と同様、各常任委員会において詳しくご審議がなされることと思っておりますので、ここでは主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳入予算でございます。予算書は 2、3 ページ、また予算書にあわせて配付させていただいております別冊資料の 2 ページ、平成 27 年度一般会計歳入予算総括表をあわせてご覧ください。

1 款町税 14 億 9,834 万 7 千円でございます。前年度と比較いたしますと 2,861 万 6 千円、1.9%の減でございます。町民税につきましては、個人分は主に所得の変動見込みによる所得割の減、法人分につきましても、税制改正による法人税割の減などを見込みました結果、町民税全体で 2,314 万円の減となっております。固定資産税につきましては、土地の評価がえによる減を見込んだ一方、新築家屋の増や太陽光発電施設など償却資産の増によって、固定資産全体では 990 万 8 千円の増を見込んでおります。軽自動車税は、軽四輪乗用車の増によりまして 63 万円の増額、町たばこ税は 26 年度の実績見込みに基づきます販売本数の減を見込んだ結果、1,795 万 5 千円の減、入湯税は 26 年度の実績見込みに基づき、194 万 1 千円の増を見込んだところでございます。

2 款地方譲与税から 9 款地方特例交付金までは、平成 26 年度の実績見込み額により計上した結果、地方譲与税で 530 万円の減、利子割交付金で 70 万円の減、配当割交付金で 146 万円の増、株式等譲渡所得割交付金で 215 万円の増、地方消費税交付金で 400 万円の減、ゴルフ場利用税交付金で 20 万円の減、自動車取得税交付金で 181 万 8 千円の減、地方特例交付金で 20 万 7 千円の増となっております。

次に、10 款地方交付税 36 億 5 千万円でございます。前年度比 1 億円、2.8%の増といたしております。普通交付税につきましては、国の地方財政計画では出口ベースで 0.8%の減となっておりますところでございますけれども、今年度の実績や公債費算入額の増などを考慮いたしまして、前年度同額の 32 億 5 千万円を計上しております。特別交付税につきましては、今年度の実績見込みを考慮いたしまして 1 億円増の 4 億円を計上させていただいております。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額計上でございます。

12 款分担金及び負担金 5,818 万 9 千円でございます。前年度に比べまして 1,901 万 9 千円、24.6%の減でございます。これは、1 項分担金が急傾斜地崩壊防止対策事業分担金の増によりまして 681 万 3 千円の増となった一方で、2 項負担金の中で制度改正によりまして、公立保育所保育料を使用料に組み替えたことによりまして 2,583 万 2 千円の減となったことが主な要因でございます。

13 款使用料及び手数料 1 億 9,941 万 1 千円は、前年度に比べ 2,385 万円、13.6%の増でございます。これは、1 項使用料で制度改正により公立保育所保育料を負担金から使用料に組み替えたことなどから 1,898 万円の増、2 項手数料につきましても、塵芥処理手数料、指定袋販売手数料、浄化槽汚泥処理手数料などの実績見込みから 487 万円の増となったものでございます。

14 款国庫支出金 6 億 1,503 万 4 千円でございます。前年度に比べ 5,190 万 2 千円、9.2%の増でございます。これは、2 項国庫補助金で、臨時福祉給付金事業補助金が 3,930 万円の増、各種インフラ整備への統合補助金であります社会資本整備総合交付金が 2,854 万 7 千円の増となったことが主な要因でございます。

15 款県支出金 6 億 1,432 万 5 千円でございます。前年度に比べまして 6,865 万 7 千円、12.6%の増でございます。これは、2 項県補助金で、坂手地区の遊児老館を核とした多世代交流多機能施設の整備に対する地域介護支援対策交付金 2,790 万円、内海放課後児童クラブの拡充整備に対する放課後子供環境整備事業補助金 1,570 万 4 千円、草壁保育所の増築に対する子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金 1,703 万 7 千円など新規事業に対する補助金を計上したことが主な要因でございます。

16 款財産収入 3,943 万 9 千円でございます。前年度比で 447 万 8 千円、10.2%の減でございます。これは、1 項財産運用収入が各種基金の利率や元金の変動によりまして 161 万 4 千円の減、2 項財産売却収入で公立病院再編整備に伴う国道の右折レーン整備にあたりまして町有地の売却収入が 286 万 4 千円の減となったものでございます。

17 款寄付金は 371 万 1 千円で、前年度比並みの計上でございます。

18 款繰入金 4 億 7,395 万 4 千円でございます。前年度比で 1 億 7,480 万 5 千円、26.9%の減でございます。これにつきましては、大規模な建設事業が集中する中、補助金や有利な地方債の活用に努めた結果、財政調整基金を初めとする基金繰入金が 1 億 7,803 万 4 千円の減となったことが主な要因でございます。

19 款繰越金 3 千万円は、前年同額でございます。

20 款諸収入 2 億 6,561 万 2 千円でございます。前年度比で 2,360 万 9 千円、9.8%の増でございます。これは、1 項延滞金加算金及び過料で、従来は少額計上としておりましたが、過去 3 年間の実績に基づきまして 327 万 6 千円の増額を見込んだこと、また 5 項雑入において、池田大池排水施設の改修に対する土地改良施設維持管理適正化事業交付金が 4,968 万円の減となる一方で、新病院の建設に伴い池田庁舎に設置しております防災行政無線に電波障害が生じるため、その解消のための再整備に対する電波障害補償費 5 千万円、

それから派遣職員3名の人件費負担金1,975万7千円がいずれも小豆島中央病院企業団から入ってくることから、雑入全体で1,979万5千円の増となったことが主な要因でございます。

21款町債14億7,330万円でございます。前年度比で3億1,590万円、17.7%の減でございます。これは、地方債を財源とした各種事業の増減による変動でございますけれども、平成26年度に計上しておりましたみさき園大規模改修事業債4億1,040万円が事業完了によりまして皆減となったことが最も大きな要因でございます。

なお、町債発行額が公債費の元金償還額を大幅に上回ることとなりますけれども、全て後年度の元利償還金に対する交付税措置のある有利な起債を活用しております。こういったことから、後年度の実質的な負担を抑制するよう努めたところでございます。以上、歳入合計は92億600万円となっております。

続きまして、歳出予算でございます。

予算書のほうは4ページ、5ページ、資料のほうは3ページ、平成27年度一般会計歳出予算目的別総括表をご覧ください。

1款議会費は1億217万5千円で、前年度に比べ大きな増減はございません。

2款総務費は12億6,971万6千円でございます。これは、平成26年度に計上しておりました財務会計システムの更新費用の皆減、退職者の減などによる退職手当組合負担金の減、地方創生先行型交付金を活用するため、移住促進対策事業などを今回の定例会で補正予算で計上させていただいたこと、また選挙関係でも来年度は大きな選挙がないことなど大きな減額要因がある一方で、内海病院の跡地活用に向けた実施設計等に4,147万2千円、新病院の建設に伴います防災行政無線の電波障害解消事業に5千万円など大きな新規事業の計上もございましたことから、総務費全体では850万1千円、0.7%の増となっております。

3款民生費18億3,788万8千円でございます。これは、坂手地区の遊児老館を核とした多世代交流多機能施設整備事業5,040万円、消費増税の影響緩和措置であります臨時福祉給付金事業3,930万円及び子育て世帯臨時特例給付金事業810万円を新規計上としましたほか、国保会計への繰出金が7,835万1千円の増となりましたことから、民生費全体で1億8,468万2千円、11.2%の増となったものでございます。

4款衛生費21億5,896万4千円でございます。これは、新病院建設事業の事業量の増によりまして、小豆医療組合負担金が3億233万2千円の増となる一方、事業が完了いたしましたみさき園大規模改修事業で4億3,206万5千円の減、新病院関連での用地取得や補償費で5,881万6千円、池田中学校の解体撤去事業が8,802万円のそれぞれ皆減となったことなどから、衛生費全体では2億5,135万5千円、10.4%の減となっております。

5款労働費は3,515万3千円で、前年度に比べ1,485万6千円、29.7%の減でございます。これは、緊急雇用創出基金事業1,500万円が皆減となったことが要因でございます。

6款農林水産業費2億3,751万9千円でございます。これは、1項農業費で、池田大池排水施設改修事業が事業完了によりまして5,530万円の皆減、3項水産業費では橘漁港高潮対策事業が8,880万円の減となったことから、前年度に比べまして1億2,202万3千円、33.9%の減となっております。

7款商工費は2億6,353万円で、前年度に比べて1,166万円、4.2%の減でございます。これにつきましては、地方創生先行型交付金で新しい産業づくり条例に基づく助成事業を補正計上したことによるものでございます。

8款土木費は5億9,097万5千円で、前年度に比べまして1億124万3千円、14.6%の減でございます。これは、内海総合運動公園施設整備事業が8,500万円の増となった一方で、事業量の変動によりまして、単独県費港湾建設事業で7,060万円、植松都市下水路整備事業で1億2,500万円、それぞれ減額となったことが主な要因でございます。

9款消防費は5億2,537万円で、前年度に比べて3,955万5千円、7.0%の減でございます。これは、中山地区消防屯所整備事業、坂手地区の消防ポンプ自動車更新事業の完了が

主な要因でございます。

10 款教育費は 12 億 9,484 万 1 千円で、前年度に比べ 3,104 万 2 千円、2.5%の増でございます。これは、中学校の統合に伴い、社会体育施設に用途変更いたしました池田体育館整備事業が事業完了により 4,633 万 2 千円の皆減、三都及び中山町民プールの撤去事業も事業完了により 2,163 万 6 千円の皆減となった一方で、新規事業として町内全小学校へのタブレット端末の導入事業 2 千万円、草壁保育園が運営する内海放課後児童クラブの整備補助金 2,355 万 6 千円、草壁保育園整備事業補助金 2,535 万 8 千円、苗羽小学校の敷地内に建設予定の認定こども園の実施設計事業に 1,425 万 6 千円など新規の事業を計上したことが主な要因でございます。

11 款災害復旧費 310 万 6 千円は、前年度と同額計上でございます。

12 款公債費 8 億 7,676 万 1 千円でございます。元金償還が終了した地方債と元金償還が始まった地方債の償還額の差によりまして、元金については 3,790 万 8 千円の増、この一方で近年の利率低下に伴う平均利率の低下によりまして、利子は 508 万 6 千円の減となり、公債費全体で 3,282 万 2 千円、3.9%の増でございます。

13 款諸支出金 2 千円、14 款予備費 1 千万円は、前年度と同額計上でございます。以上、歳出合計は 92 億 600 万円、前年度に比べ 2 億 8,300 万円、3.0%の減でございます。以上、簡単ですが、議案第 28 号平成 27 年度小豆島町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 35、議案第 29 号平成 27 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第 29 号平成 27 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 8 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算書の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 3,617 万 2 千円と定めるものです。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項による一時借入金の借入れの最高額を 1 億円に定めるものでございます。

第 3 条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定になります。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

183 ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税は、被保険者数の減少等により、前年度より 666 万 6 千円減の 3 億 1,815 万 8 千円を計上しております。

185 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料は、前年度と同額を計上しております。

3 款 1 項国庫負担金は、療養給付費等負担金や財政調整交付金等が含まれ、5 億 5,412 万 8 千円を計上しております。

4 款県支出金は、3 款と同じく財政調整交付金が主で 1 億 1,196 万 4 千円でございます。

5 款療養給付費交付金は 7,976 万 9 千円、6 款前期高齢者交付金は 6 億 4,502 万 6 千円を計上いたしております。

187 ページをご覧ください。

7 款共同事業交付金は、2 億 4,574 万 6 千円でございます。

9 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 1 億 8,045 万 2 千円につきましては、平成 27 年度国保財政において赤字が見込まれることから、6 節収支不足繰入金として 4,809 万 4 千円を計上いたしております。

189 ページをお願いいたします。

11 款諸収入は、前年度と同額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

191 ページをご覧ください。

1 款総務費は、国庫補助事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費等で 1,020 万円を計上しております。

次に、191 ページから 195 ページにかけての 2 款保険給付費ですが、全体の被保険者数が減少傾向にあることと、医療費適正化事業を強力に進めていくため、対前年度比で 3,976 万 2 千円減の 14 億 4,993 万 7 千円を計上しております。

続きまして、195 ページ。

3 款後期高齢者支援金等は 2 億 3,015 万 5 千円、4 款前期高齢者納付金等は 63 万 6 千円を計上いたしております。

また、5 款老人保健拠出金は、精算分として前年度と同額の 10 万円としております。

197 ページをご覧ください。

6 款介護納付金は前年度より 957 万 1 千円増の 1 億 585 万 1 千円、7 款共同事業拠出金は前年度より 1,578 万 2 千円減の 2 億 6,364 万 3 千円を計上いたしております。

199 ページにかけての 8 款保健事業費は、特定健康診査や医療費適正化健康づくり事業実施のための保健対策費として対前年度比 431 万 8 千円増の 6,685 万円としております。

201 ページをご覧ください。

10 款公債費は前年度と同額を計上しております。

11 款諸支出金につきましては、前年度より 410 万 4 千円減の 339 万 9 千円としております。これにつきましては、3 項 1 目直営診療施設勘定繰入金であります福田診療所の赤字補填分であります国の調整交付金が診療所の閉鎖により減額されるためでございます。

めくっていただき、203 ページになります。

12 款予備費は、500 万円を計上しております。以上、合計額は前年度より 7,008 万 7 千円減の 21 億 3,617 万 2 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 36、議案第 30 号平成 27 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第 30 号平成 27 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 12 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算書の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 8,029 万 9 千円と定めるものです。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

211 ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、前年度と比べ 860 万円減の 2 億 61 万 8 千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料で前年度と同額を、また 3 款繰入金是一般会計からの繰入金として 7,913 万円を計上しております。

5 款諸収入は、前年度と同額です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

213 ページをご覧ください。

1 款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費で、前年度に比べまして 45 万 4 千円増の 396 万円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は前年度に比べ 297 万 3 千円減の 2 億 7,573 万 9 千円を計上いたしております。

3 款諸支出金は昨年度と同額の 55 万円、また 4 款予備費も昨年度と同額の 5 万円としております。以上、歳出合計額は対前年度比 251 万 9 千円減の 2 億 8,029 万 9 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第 37、議案第 31 号平成 27 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第 31 号平成 27 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の 15 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 3,436 万 4 千円と定めようとするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定でございます。

第 2 条は、保険給付費の各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明いたします。

説明書の 220、221 ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、1 款保険料は第 1 号被保険者に係る保険料です。平成 27 年度以降の保険料の月額基準額は 4,800 円、保険料の設定は 9 段階の設定としております。これに基づき算出した保険料収入は 3 億 3,541 万 2 千円となっております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明等手数料、督促手数料として前年度と同額の 4 万 1 千円を計上しております。

3 款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金、調整交付金、地域支援事業交付金と介護保険システム改修に係る補助金を計上しております。保険給付費は、一定所得以上の方の利用者負担が 2 割化されるなど制度改正によりまして約 4 %減少すると見込まれることから、国庫支出金は前年度から 1,801 万 7 千円減の 4 億 6,364 万円を見込んでおります。

4 款支払基金交付金、5 款県支出金も同様に交付額は減少し、支払基金交付金については 4 億 9,073 万 3 千円を、県支出金については 2 億 6,822 万円を見込んでおります。

次ページをお願いします。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子として 10 万 7 千円を計上しております。

7 款繰入金につきましては、介護給付費地域支援事業に対する町の負担金と事務費等繰入金のほか、本年度から新たに低所得者の被保険者の保険料を軽減するための繰入金 315 万 4 千円を加えて 2 億 6,734 万 5 千円を繰り入れることとしております。

8 款繰越金は、前年度繰越金を名目計上しております。

9 款諸収入につきましては、予算書は次ページになりますが、2 項 3 目の雑入に配食サービス、介護保険外のデイサービスやホームヘルプサービスの利用料など 486 万円を計上しております。以上、歳入合計は対前年度 6,229 万 3 千円の減となります 18 億 3,036 万 4 千円としております。

次に、歳出になります。

226、227 ページをお願いいたします。

1 款総務費は 3,545 万 2 千円を見込んでおり、前年度に対して 137 万 4 千円の増となっております。これは、1 項 1 目一般管理費の 13 節におきまして、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に伴う電算システムの整備を行うことと、2 目の賦課徴収費委託料におきまして、利用者負担の 2 割化などに対応するための電算システム改修を行うことによるものです。

次ページをお願いいたします。

4 項の事業計画策定費は、27 年度は該当がございません。

続きまして、2 款保険給付費は 17 億 2,530 万円を見込んでおり、前年度に比べ 7 千万円の減となっております。これは、歳入でもご説明いたしましたとおり、利用者負担の見直しなど制度改正によるものでございます。前年度と比較して、1 目の居宅サービス給付費が増え、2 目の施設サービス費が減少しておりますのはサービスの区分に変更が生じたことによるものでございます。

次ページ、230 ページをお願いいたします。

5 項の特定入所者介護サービス等費は、食費、居住費に対する補足給付費でございますが、これも制度改正の影響によりまして 1,651 万円の減少を見込んでおります。

3 款の地域支援事業費は、介護予防、健康づくりのための事業費やホームヘルプなど、日常生活支援のための事業費と地域包括支援センターの運営に係るものでございます。

次の 232 ページをお願いいたします。

1 目の要支援者向けサービス事業費と 2 目の 2 次予防事業対象者向けサービス費ともそれぞれ 13 節の委託料におきまして、運動機能向上教室、軽度家事支援サービスの利用の増加を見込んでおります。

また、次の 3 目の 1 次予防事業におきましては、こちらでも委託料と次のページになります 18 節の備品購入費におきまして、オリーブヘルスケアシステムの拡充を図るほか、引き続き自主的に健康づくり、介護予防や生活支援に取り組む団体を支援することとしております。

2 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括センターの運営費で前年と変わりはありません。

2 項 2 目任意事業費は、詳細はこれも次ページになりますが、介護用品の支給事業や介護教室などの在宅支援のための事業費となっております。こちらも例年と変わりはありません。

4 款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など前年度と同額の 15 万 1 千円を計上しております。

5 款予備費も前年度と同様に 50 万円を計上しております。以上、歳出合計は対前年度 6,229 万 3 千円減の 18 億 3,436 万 4 千円としております。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は 14 時 10 分。

休憩 午後 2 時 01 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 38、議案第 32 号平成 27 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護サービス課長。

○介護サービス課長（堀内宏美君） 議案第 32 号平成 27 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 18 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 7,370 万 4 千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。

244 ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援、訪問介護の 2 つの事業を実施しております。なお、訪問看護事業につきましては、1 月から休止いたしております。

歳入をご説明いたします。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入は要介護認定者へのケアプランの作成、訪問看護のサービス収入です。訪問看護事業の休止によりまして、対前年度比 1,366 万 3 千円減の 5,969 万 1 千円を見込んでおります。

2 項予防給付費収入は、要支援認定者への訪問介護のサービス収入で、対前年度比 152 万 5 千円減の 489 万 4 千円を見込んでおります。

3 項自己負担金収入は、サービス利用者の負担分で 297 万 7 千円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料は、介護認定に係る訪問調査手数料で 1 件分を予算計上いたして

おります。

3 款財産収入は、財政調整基金利子でございます。

4 款寄付金は、3 つの事業所に各 1 千円を計上いたしております。

5 款繰入金、次のページになります。1 項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担軽減制度実績に対する介護保険事業特別会計からの繰り入れ 8 万 9 千円を計上いたしております。

2 項基金繰入金は、名目 1 千円を計上いたしております。

6 款繰越金も 1 千円を計上いたしております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は障害者居宅介護事業に係る収入で、対前年度比 509 万円減の 599 万 6 千円を計上いたしております。

2 項雑入は、3 つの事業所に各 1 千円を計上いたしております。

次に、歳出をご説明いたします。

248 ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は人件費の増等により、対前年度比 235 万 6 千円増の 3,108 万 2 千円を計上いたしております。

2 項訪問介護サービス事業費ですが、1 目うちのみ訪問介護事業費は、登録ヘルパー賃金の減等によりまして、対前年度比 23 万 9 千円減の 2,287 万円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

2 目いけだ訪問介護事業費につきましても、ヘルパー賃金等の減によりまして対前年度比 332 万 1 千円減の 1,970 万 5 千円を計上いたしております。

252 ページをお願いいたします。

訪問看護サービス事業費は、休止により廃止科目といたしております。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は前年度と比較して 2,182 万 6 千円、22.8%減の 7,370 万 4 千円となっております。以上で議案第 32 号小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第 39、議案第 33 号平成 27 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第 33 号平成 27 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 21 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定でございまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 900 万円と定めようとするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定であります。

それでは、予算内容につきましては予算説明書で説明させていただきます。

260 ページ、261 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款サービス収入は要支援者に対する介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、765 万 9 千円を見込んでいます。前年度と比較して 14 万 1 千円の減としております。これは、介護保険外サービスの利用増を見込んだことによるものでございます。

2 款寄付金、3 款繰入金は名目計上でございます。

4 款繰越金は、財源不足を補うものです。

5 款諸収入につきましても、名目計上としております。

次に歳出になります。

次ページ、262 ページをお願いします。

1 款サービス事業費は、人件費と事業の運営に係る経費となります。2 節給料から 7 節賃金までと 19 節負担金補助及び交付金は、介護予防サービス計画の作成に係る職員の人

件費となっております。9節旅費から14節使用料及び賃借料は、事務費と電算システム、公用車の維持管理に係る経費となっております。また、18節備品購入費は、老朽化した公用車1台の更新費用としております。以上、歳入歳出合計は、それぞれ対前年度比119万6千円増の900万円としております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第40、議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきまして説明をいたします。

予算書の24ページをお開きください。

簡易水道事業につきましては、中山、福田、岩谷、当浜、吉田の簡易水道5地区に施設がありますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ9,541万3千円としております。前年度予算に比べまして3,171万9千円の増になっております。主に、これは福田水道、一般社団法人の統合と岩谷簡易水道を上水道に統合するための工事を施工することによるものでございます。

内容につきましては、25ページ、26ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1款の使用料及び手数料としまして2,547万6千円を予定しておりますが、町内での簡易水道需要家約1,364軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

2款分担金及び負担金では、1軒分の加入分担金として1万6千円を計上しております。

3款の国庫支出金2,710万8千円は、岩谷簡易水道統合事業費の国庫補助金でございます。

4款の県支出金813万2千円は、同じく岩谷簡易水道統合事業費の県費補助金でございます。

5款財産収入6万6千円は、簡易水道事業財政調整基金の利子でございます。

6款の繰入金516万2千円は、簡易水道事業財政調整基金からの繰り入れで、福田、浜、尾崎地区における施設更新に係る費用でございます。

7款の繰越金は1,055万2千円を、8款諸収入は雑入として1千円を計上しております。

9款町債は、岩谷簡易水道統合事業に充当するため1,890万円を計上しております。

歳出につきましては、26ページに記載をしておりますが、1款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するため375万8千円を予定しております。

2款の業務費としましては8,855万1千円を予定しております。これは、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、岩谷簡易水道統合事業に要する費用などでございます。

3款の公債費300万4千円につきましては、福田、当浜地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4款の予備費としては10万円を計上しております。

これらの歳出合計は、歳入合計と同額の9,541万3千円としております。以上、簡単ですが、議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第41、議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 続きまして、議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算につきまして、別冊の予算書の1ページから2ページでご説明をいたします。

第2条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は6,600戸、年間の総給水量は246万618立方メートルの予定としており、1日平均では6,723立方メートルとなりま

す。

また、(4)の主要な建設改良事業としましては、(イ)の原水設備工事費で1,480万円を予定しております。これは、吉田川からの導水管更新工事でございます。

(ロ)の浄水設備工事で3億6,700万円を予定しておりますが、これは内海浄水場及び中山浄水場の施設更新事業でございます。

(ハ)の排水設備工事で9,380万円につきましては、町内11カ所の老朽設備と老朽管更新工事及び送水管布設工事に8,880万円、特設配水管などに500万円を予定しております。

次に、3条の収益的収入及び支出ですが、第1款の水道事業収益として5億2,203万9千円を予定しております。主な収益としましては、第1項の営業収益でございますが、町内での上水道の水道使用料、小豆広域からの繰入金などで5億474万3千円を計上しております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息等で、1,729万4千円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として5億2,174万円を計上しております。

主な費用としましては、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などで4億7,416万7千円を予定しております。

第2項の営業外費用としましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、消費税及び地方消費税などで4,627万3千円を予定しております。

また、第3項では、特別損失としまして過年度損益修正損を100万円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、1ページから2ページになりますが、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として256万7千円を計上しております。内訳としましては、第1項の負担金は、名目予算の1千円を計上しております。

第2項の水道分担金は、給水加入分担金で108万円でございます。

第3項では、長期貸付金返還金として、簡易水道借換貸付金からの返還金として148万5千円を計上しております。

第4項では、固定資産売却代金として1千円の名目予算を計上しております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として5億5,877万7千円を予定しております。主な内容としましては、第1項の建設改良費に4億9,068万円を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れた企業債の元金分4,514万7千円でございます。

また、第3項では返還金として2,195万円、第4項では予備費として100万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

第5条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費と交際費を計上しております。

最後に、第7条ではたな卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第42、議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算に

ついてご説明申し上げます。

別冊となっております病院事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条は業務の予定量でございます。

(1)の病床数は196床で変わりございません。(2)及び(3)の患者数は、入院が1日平均で110人、年間で4万260人、外来が1日平均で362人、年間で8万7,966人を予定しております。

(4)の主要な建設改良事業ですが、設備整備費へ前年度と同額の2千円を計上しております。

第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入の部の第1款病院事業収益は28億874万5千円で、前年度に比べまして2,675万1千円の減となっております。内訳でございますが、第1項医業収益が22億3,254万円、前年度に比べまして2,652万9千円の減となっております。

第2項医業外収益は4億7,787万9千円で、前年度に比べまして1,815万7千円の減となっております。

第3項特別利益は9,832万6千円で、前年度に比べまして1,793万5千円の増となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款病院事業費用は27億6,161万7千円で、前年度に比べまして2億694万円の減となっております。内訳でございますが、第1項医業費用が25億9,938万円で、前年度に比べまして1億675万6千円の減となっております。

第2項医業外費用は1億6,023万6千円で、前年度に比べまして856万2千円の減となっております。

第3項特別損失は名目の1千円のみを計上しております。前年度に比べて大幅な減少になっておりますのは、前年度は新会計基準への移行年度であり、前々年度分に係る賞与引当金を特別損失の過年度修正損として計上しておりましたが、今年度からは前年度分に係る賞与引当金を給与費の賞与引当金繰入額として計上することに伴い、特別損失が発生しなくなったことによるものでございます。

第4項予備費は、前年度と同額の200万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、第1款資本的収入は1億5,128万7千円で、前年度に比べまして272万5千円の増となっております。内訳でございますが、第1項負担金が1億5,128万6千円で、前年度に比べまして272万5千円の増となっております。

第2項補助金につきましては、前年度と同様、名目の1千円を計上しております。

なお、今年度におきましても企業債の借り入れの予定はございません。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出が2億6,115万2千円で、前年度に比べまして348万1千円の増となっております。内訳でございますが、第1項建設改良費が前年度と同額の2千万円を計上しております。

第2項企業債償還金は2億4,115万2千円で、前年度に比べまして348万1千円の増となっております。

前のページに戻りますが、下から3行目の括弧書きにございますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億986万5千円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

再び2ページの中ほどに戻っていただきますが、第5条は一時借入金の限度額の規定で限度額を5千万円と定めております。

第6条は、職員給与費及び交際費を議会の議決を経なければ流用することのできない経

費として規定しております。

第7条は、たな卸資産購入限度額の規定で限度額を2億2,380万円と定めております。以上で平成27年度小豆島町病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（森口久士君） 次、日程第43、議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（堀内宏美君） 議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊平成27年度介護老人保健施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条では、業務の予定量を定めております。

(1)利用定員は入所が70人、通所が25人でございます。(2)年間の利用者数は、入所2万3,790人、通所5,589人を予定しており、(3)1日平均利用者数は入所65人、通所23人を予定しております。(4)主要な建設改良費は、設備整備費50万1千円を計上いたしており、デジタルチェアスケールとワイヤレスマイクシステムを購入予定でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款施設事業収益は3億3,205万4千円で、前年度に比べまして412万1千円、1.2%の減を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業収益は3億2,810万3千円、第2項施設運営事業外収益は395万円を予定しております。第3項特別利益は、名目1千円を計上しています。

次に、支出の部ですが、第1款施設事業費用は3億6,140万9千円で、前年度に比べまして338万円、0.9%の増を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は3億5,207万3千円、第2項施設運営事業外費用は833万6千円を予定しております。

第3項予備費は前年度と同額の100万円を計上いたしております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

2ページをお願いいたします。

支出の部、第1款資本的支出2,666万7千円で、前年度に比べまして49万2千円の増を予定しております。内訳は第1項建設改良費50万1千円、第2項企業債償還金2,616万6千円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,666万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第6条は、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。以上で議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 次、日程第44、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案については、本定例会に提案されております議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条が改正されたことから、小豆島町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、委員会条例第19条中の教育委員会の委員長と書かれている部分を教育委員会の教育長に改めるものであります。以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（森口久士君） 以上で議案第1号教育長の任命につき同意を求めることについてから発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由の説明が終わりました。これに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日3月6日に行います。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。  
次回は明日の午前9時30分から会議を開きます。  
本日はこれをもって散会します。  
ご苦労さまでした。

散会 午後2時39分